



年に1度は意識的に歯科健診を

一般社団法人
恵那歯科医師会
会長 林 正規 さん

恵那歯科医師会では、これまで成人歯科健診やデ
イサービス歯科健診、在宅訪問歯科診療、休日救急
歯科診療、学校歯科保健、幼児期の歯科健診など、
多くの機会での市民の歯科保健に関わってきました。
特に、学校での歯科保健活動には早くから取り組ん
でおり、全日本良い歯の学校表彰などで中野方小学
校と上矢作小学校が全国1位を受賞するなどの成果
も見え、貢献できていると思っています。

「歯と口腔の健康づくり推進条例」は、妊娠期か
ら乳幼児期、お年寄りに至るまでの歯と口腔の健康
に関して、系統的に位置付ける必要があると考え、
市に制定を提案しました。また、どこの地域でも同
じように歯科健診が受けられることが大切であるこ
とも進言しました。このたび、条例が制定されたこ
とは、大変ありがたいことだと思っています。

この地区は、高齢化が進んでいることもありますが、
口腔がんになる人が多くなっています。がんは
早期発見が大切。歯科医師会では、歯科健診に併せ
て、口腔がんを発見する取り組みの準備を行ってい
るところです。

子どもは、学校などで歯科健診の機会がありますが、
大人は意識的に出掛けるようにする必要があります。
成人歯科健診や健康福祉祭での歯科健診を利用
するなどして、最低でも1年に1度は受診しても
らいたいと思います。歯周病や虫歯は、治療よりも
まず予防。悪い所は早く見つけることが、長く健康
でいられる一つの大切なポイントです。

歯の寿命を延ばして健康を維持

健康寿命を延ばすためには、肥満
や生活習慣病にならないことが大事
なことの一つです。これらを予防す
るには、いろんな食べ物をバランス
良く食べることが重要です。自分の
歯で何でもよく噛んで食べること
は、食生活を豊かにすると同時に、
健康の維持や増進、病気の予防にも
つながります。

また加齢とともに増える歯周病
は、単なる口の病気ではなく、糖尿
病や心臓病、肺炎、骨そしょう症な

どへの影響を与える病気だとされて
います。歯周病を正しく予防し治療
すれば、長く自分の歯を保つことが
可能になります。

条例で歯の健康への連携を強化

国では、平成23年に「歯科口腔保
健の推進に関する法律」を施行。国
民保健の向上のため、歯科疾患の予
防などによる口腔の健康の保持を進
める方針が具体化されました。

市ではこれを受け、また恵那歯科
医師会から提言があったこともあ
り、「歯と口腔の健康づくり推進条

例」を第2回定例市議会（6月）に
提案。6月27日から施行されていま
す。

生涯にわたって歯科疾患を予防

市では現在、次のような歯科保健
事業を恵那歯科医師会の協力を得な
がら行い、市民の歯と口腔の健康づ
くりのお手伝いをしています。

●妊娠期から乳児期

- ・妊婦教室1課（歯科健診と指導）
- ・7カ月児教室（歯科指導）
- ・1歳児教室（歯科指導）
- ・1歳6カ月児健診（歯科健診と指



▲健康福祉祭での歯みがき指導

導

- ・2歳児教室（歯科健診と指導）
- ・3歳児健診（歯科健診と指導）
- ・歯みがき教室（歯科指導）
- ・保育園や幼稚園の巡回歯科指導

●成人期

- ・成人歯科健診（う蝕と歯周病予防）
- ・80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目標とする8020運動

●その他

- ・市口腔保健協議会（恵那歯科医師会との協力）
- ・デイスサービス歯科巡回指導（恵那歯科医師会への委託）
- ・健康福祉祭での歯科コーナーの設置

市では今後、市民と関係機関、行政が協力しながら、さらなる歯科保健事業の充実に努めていきます。



歯は健康の源

「市民の歯と口腔の健康づくり推進条例」を制定

市では、このほど「歯と口腔の健康づくり推進条例」を制定しました。これは、市内の赤ちゃんからお年寄りまでの全ての方が、良い歯でおいしく食事ができることを目指す条例です。

歯と口の健康を守ることは、全身の健康づくりにもつながります。ここでは、新しい条例を紹介し、歯と健康について考えます。

□問い合わせ 健康推進課 ☎
26-2111（内線220）



▲大人も子どもも歯科健診などで良い歯を保つことが大切

市民の歯と口腔の健康づくり推進条例の概要

【第1条（目的）】

この条例は、歯科保健に関する施策を総合的に計画的に、また市民や医療関係者、行政などが協力し合って進めることにより、市民が生涯にわたって健康に生活できることを目的としています。

【第2条（基本理念）】

歯と口腔の健康づくりのために、市民一人一人が自主的に取り組んでいけるような施策を立てていきます。また必要な歯科保健サービスを等しく受けられるような環境を整えていきます。

【第3～7条】

市の責務と、市民や歯科医療従事者、教育関係者、事業者の役割を定めています。

係者、事業者の役割を定めています。

【第8条（基本的施策の実施）】

- ・妊娠期、子育て期の母子の歯科保健
- ・幼児期、学齢期の虫歯、歯肉炎予防対策
- ・成人期の歯周病予防対策
- ・障がい者、要介護者などの口腔の健康づくり
- ・8020運動の推進
- ・その他（調査、研究、人材育成など）

【第9条（基本計画）】

総合的に歯科口腔保健を進めるための計画の策定などについて定めています。

【第10条（財政上の措置）】

本条例に関する施策を行うための財政について定めています。